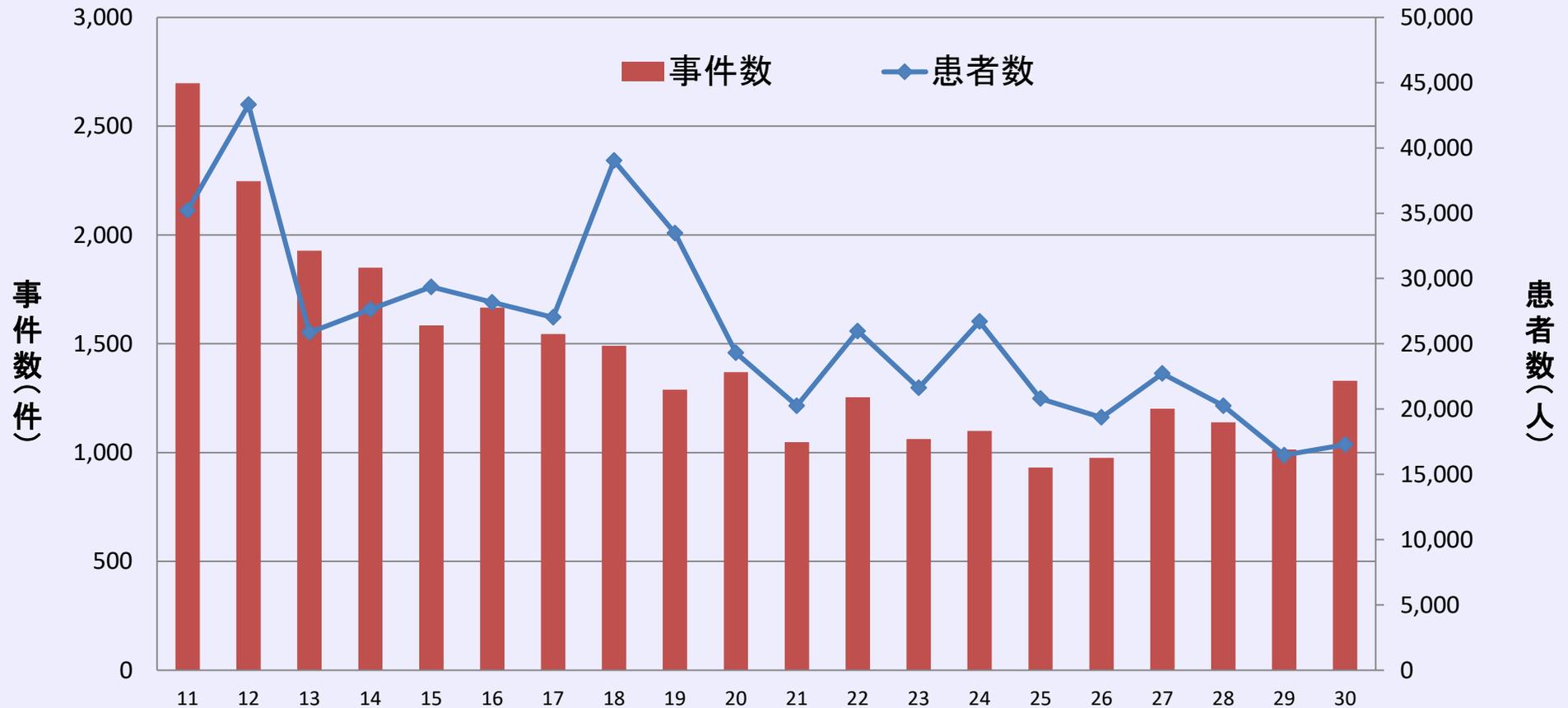


平成30年食中毒発生状況(概要版) 及び主な食中毒事案

食中毒事件数・患者数の推移(全体)

	事件数	患者数	死亡者数
28年	1,139	20,252	14
29年	1,014	16,464	3
30年	1,330	17,282	3



(資料出所)厚生労働省「食中毒統計調査」

患者数500人以上の事例(平成30年)

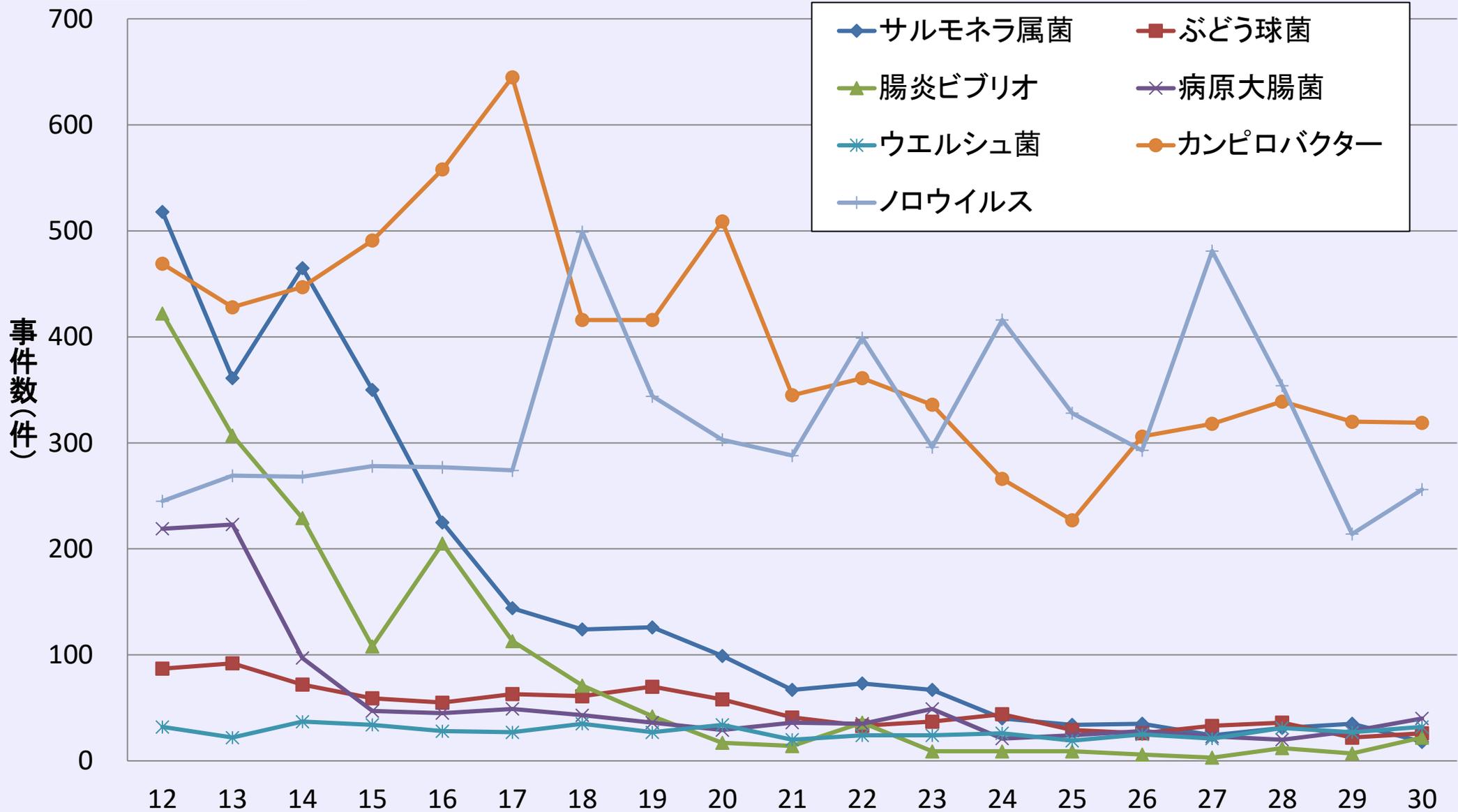
	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設種別	原因食品	病因物質	患者 総数	死者 総数	摂食者 総数
1	京都市	2018/6/28	事業場-給食施設-事業所等	不明(当該施設で調理し、提供された食事)	細菌-ウェルシュ菌	621	0	1,132
2	広島市	2018/12/11	仕出屋	不明(12月10日~12日に製造された給食弁当)	ウイルス-ノロウイルス	550	0	不明

死者が発生した食中毒事例(平成30年)

	都道府県	発病年月日	原因施設種別	原因食品名	病因物質種別	患者数	死者数	摂食者 総数	死者年齢
1	北海道	2018/4/22	家庭	イヌサフラン(ギョウジャニンニクと誤食)	自然毒-植物性自然毒	2	1	2	男:70歳~
2	北海道	2018/7/12	家庭	イヌサフラン	自然毒-植物性自然毒	1	1	1	女:70歳~
3	三重県	2018/9/11	家庭	ニセクロハツを家庭で調理した食品	自然毒-植物性自然毒	1	1	1	男:70歳~

(資料出所)厚生労働省「食中毒統計調査」

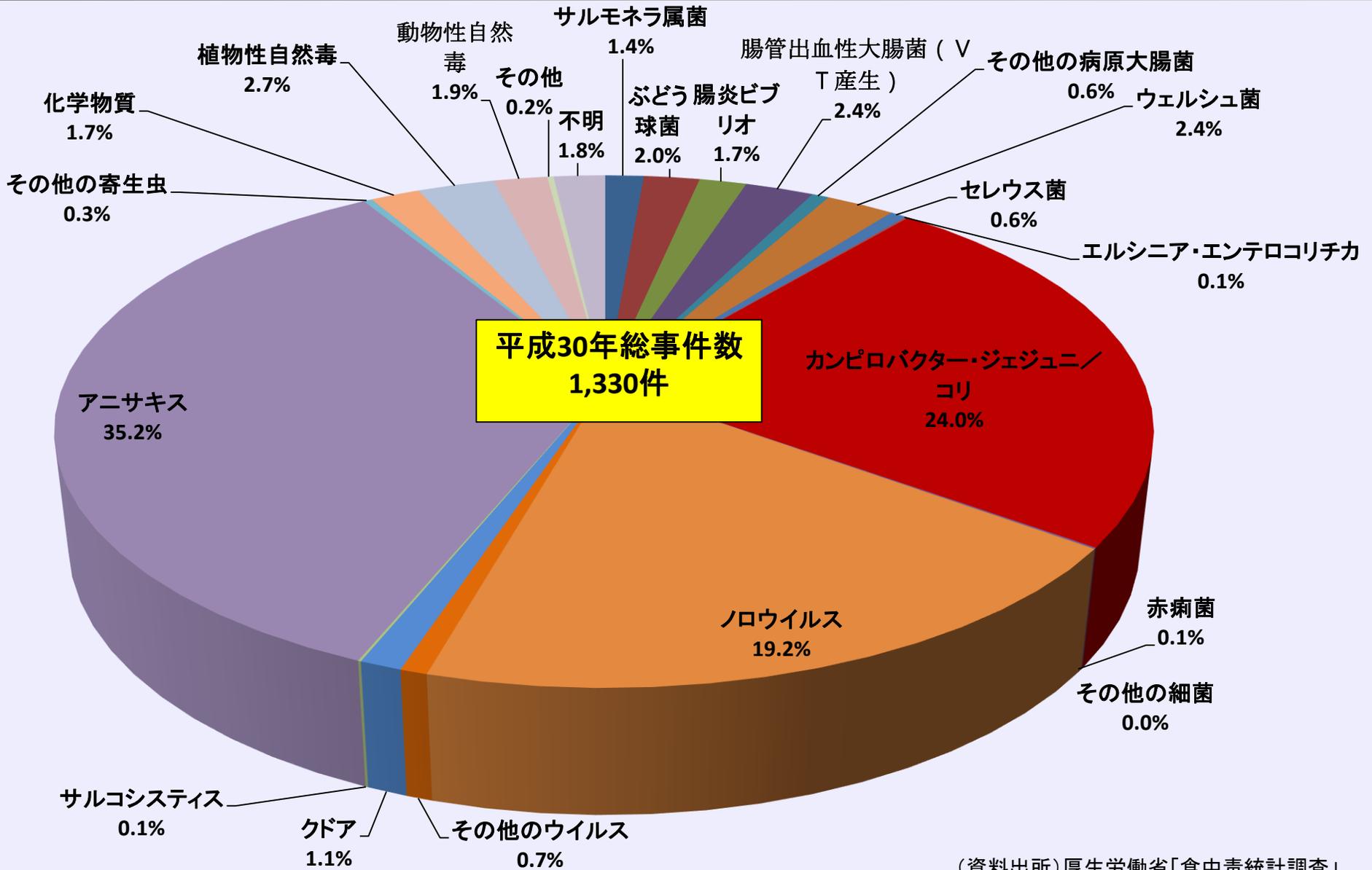
病因物質別事件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「食中毒統計調査」

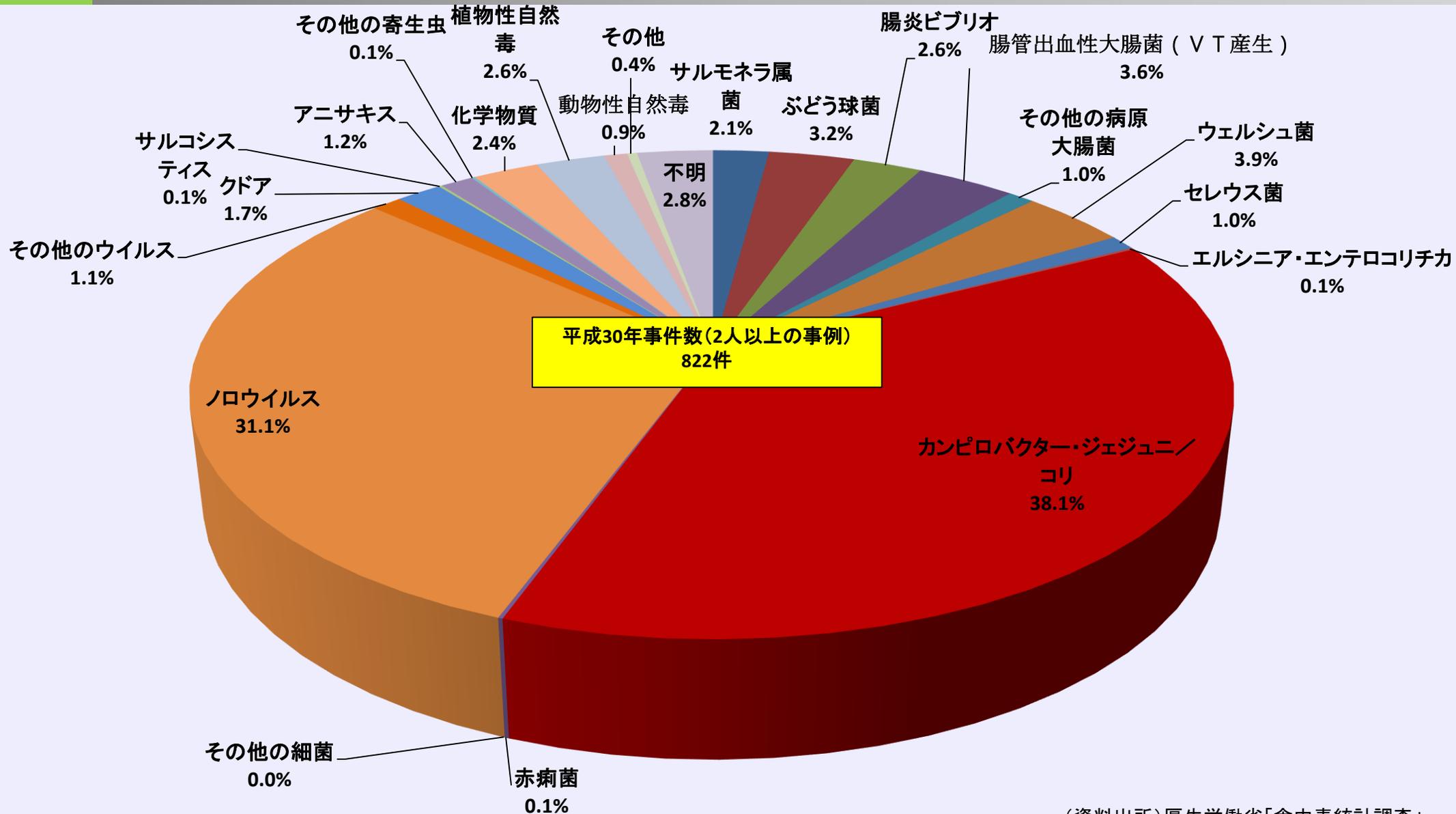


【全体】病因物質別事件数発生状況(平成30年)



(資料出所)厚生労働省「食中毒統計調査」

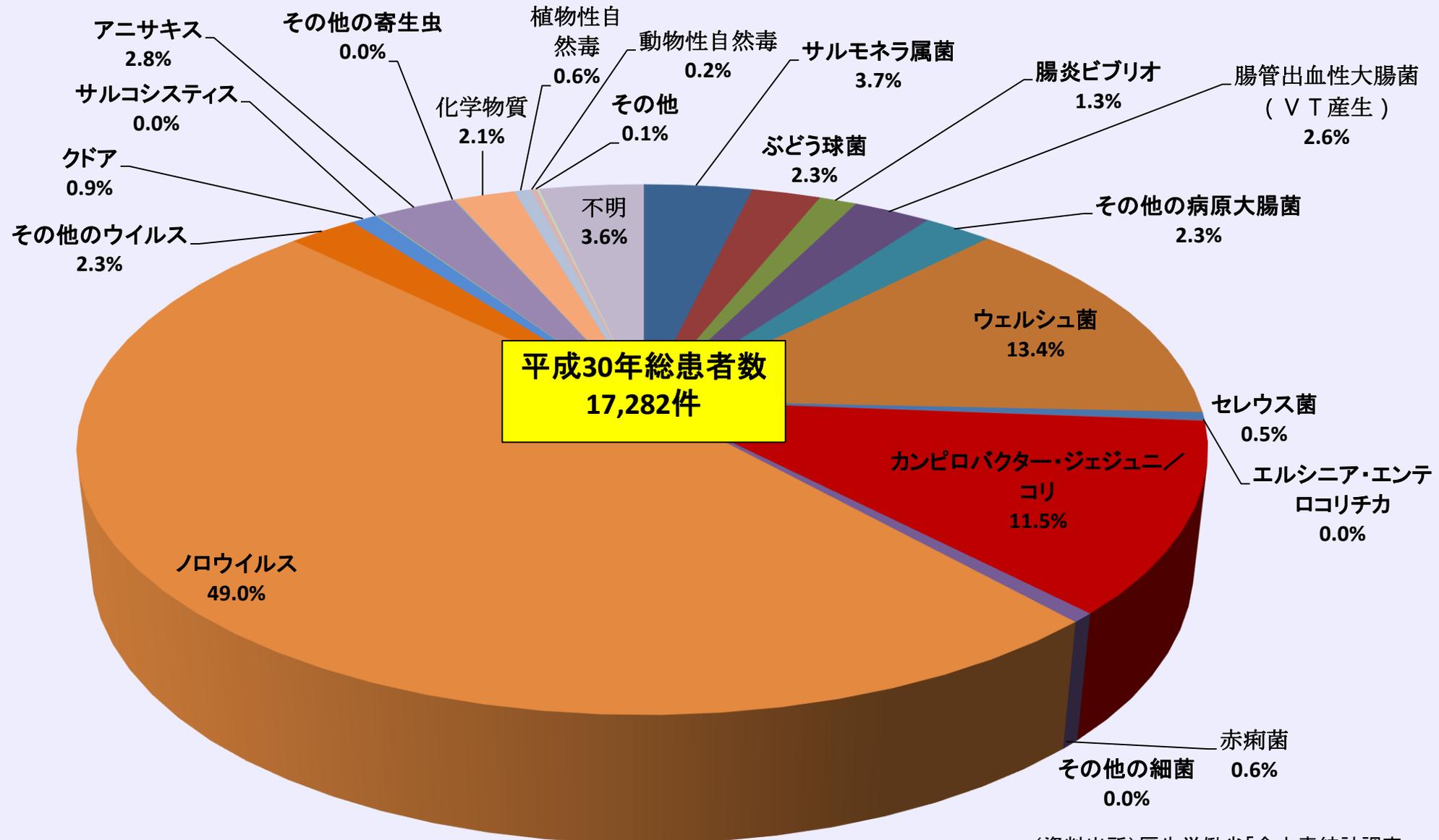
【患者数2人以上】病因物質別事件数発生状況(平成30年)



(資料出所)厚生労働省「食中毒統計調査」



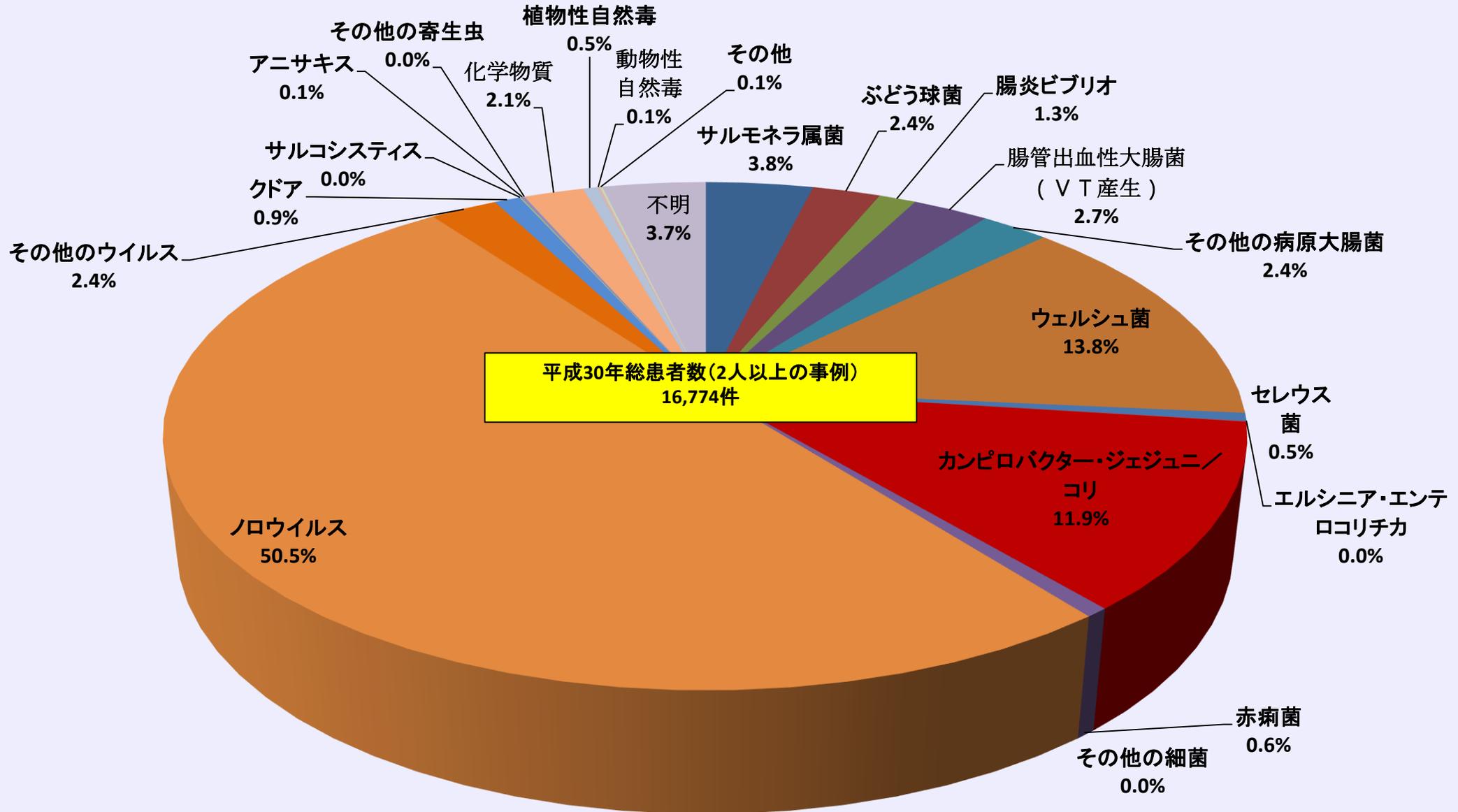
【全体】病因物質別患者数発生状況(平成30年)



(資料出所)厚生労働省「食中毒統計調査」



【患者数2人以上】病因物質別患者数発生状況(平成30年)



(資料出所) 厚生労働省「食中毒統計調査」



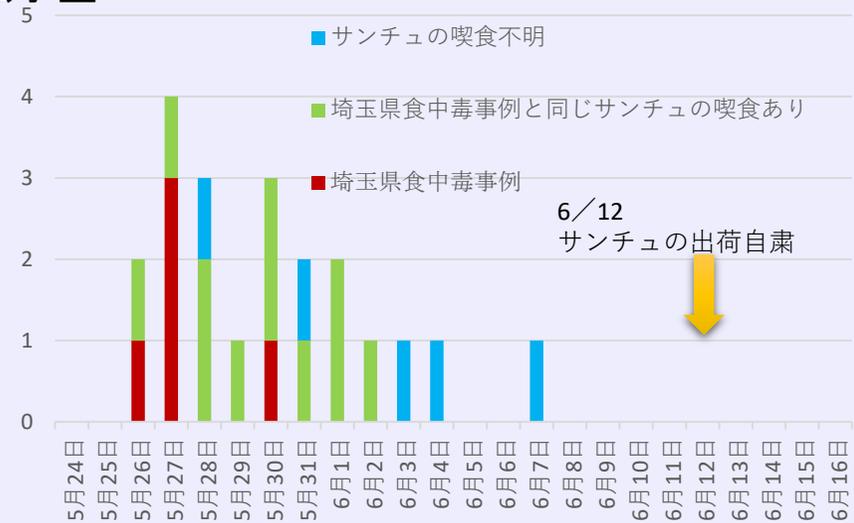
平成30年に発生した主な広域的な食中毒事案

事案1. 埼玉県、東京都、茨城県及び福島県から報告された同一の遺伝子型の腸管出血性大腸菌O157による感染症・食中毒事案

H30年5月25日以降、埼玉県、東京都、茨城県及び福島県で報告された腸管出血性大腸菌O157:H7(VT1、2)患者のうち、サンチュが提供された9件の事案で遺伝子型が同一であった。これらの患者の喫食状況調査、検食の検査結果等を踏まえ、同一の生産業者から出荷されたサンチュが汚染原因と疑われたため、厚生労働省は、千葉県を通じ当該生産者に対し、出荷自粛、自主回収の要請を行い、加えて、消費者に対し事案の公表を行った。

15m0436の流行曲線

(平成30年7月6日時点)



事案2. 同系列のハンバーガー店における腸管出血性大腸菌O121(VT2)食中毒事案

H30年8月同一系列のハンバーガー店舗を利用した腸管出血性大腸菌O121(VT2)患者が複数自治体で認められ、一部の患者の分離株の遺伝子型が一致した。関係自治体の調査において、長野県内の2店舗(患者は計6名)について食中毒と断定され、公表をされた。

事案3. 同系列の寿司店における腸炎ビブリオ食中毒事案

平成30年9月同系列の寿司店において、店内飲食、出前、テイクアウト寿司等を喫食し、下痢、おう吐等の症状を呈した患者が発生し、腸炎ビブリオによる食中毒と断定された。複数店舗において、保管されていたウニ参考品から腸炎ビブリオを検出し、共通に納品・提供されたウニが原因と推定された。

発症日	店舗数	食中毒患者数	病因物質
8月31日～9月3日	21店舗	患者数197名	腸炎ビブリオ ※うち1店舗患者3名については、患者便・従事者便・収去食品等から病因物質が検出されなかったため、病因物質不明とされた。

主な広域的な食中毒事案への対応等

項目	主な内容
広域事案の早期探知	食品衛生法を改正し、広域連携協議会を設置すること、厚生労働大臣は緊急を要する場合において協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めること等を規定（平成31年4月1日施行）
関係部局の連携並びに患者情報・喫食調査情報・検査情報を統合した情報管理	平成30年6月29日付け事務連絡「腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について」において、以下を規定。 ①患者の症状、病因物質、原因食品、原因施設等その他調査に必要な情報については、感染症サーベイランスシステムにて付与された番号（NESID ID）を付して管理共有を行う。 ②広域事例全体の原因食品等の汚染原因の絞り込みを目的として腸管出血性大腸菌感染症・食中毒共通曝露調査票を策定。
遺伝子検査手法の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子型別の検査について反復配列多型解析法（MLVA）へ統一化する旨を通知（平成30年2月8日付け通知「腸管出血性大腸菌の遺伝子型検査体制の整備及び研修会の開催について（健感発0208第1号、薬生食監発0208第1号）」） ・腸管出血性大腸菌の届出の多い地方衛生研究所に対し、解析ソフトの整備を支援（解析ソフトの貸与）を実施した。 ・地方衛生研究所職員を対象とした遺伝子型別検査法の技術研修会を開催した。 ・各地方衛生研究所で検査を実施した遺伝子型検査結果データを集約し、迅速に広域発生事例を探知する情報の共有手順等について定めた（平成30年6月29日付け事務連絡「腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について」）
国による地方自治体間の情報共有への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒処理要領、調査マニュアル、広域連携協議会の運営要領等に必要な規定を追記予定。
情報提供の一元化及び関係機関における提供した情報の共有	